

※本翻訳はロシアNIS貿易会監修による仮訳である。
本法原文はキルギス共和国司法省法的情報集約データバンク
(<http://cbd.minjust.gov.kg/>)よりダウンロードした露文資料に基づく。

キルギス共和国法

2019年7月22日付第95号

キルギス共和国における許認可制度について

(キルギス共和国法2014年12月31日付第179号、2015年4月8日付第74号、
2015年4月30日付第91号、2015年5月21日付第109号、2015年5月28日付第122号、2016年6
月28日付第91号、2017年5月4日付第75号、2017年5月10日付第79号、2017年5月23日付第84
号、2017年8月2日付第167号、2018年3月14日付第29号、2019年4月24日付第51号、2019年
7月18日付第89号、2019年12月31日付第150号、2020年3月23日付第29号による改正)

第1章 総則

第1条 本法の目的

特定の種類の活動、行為および作業の認可は、人間の生活、健康、環境、財産、社会およ
び国家の安全に対する損害の防止、並びに有限国家資源の管理を目的として行われる。

第2条 本法の適用分野

1. 本法は、有限国家資源の使用を含め、特定の種類の活動、行為、作業（以下、活動と
言う）の認可に関連して行政機関、個人および法人の間で発生する諸関係を規制する。
2. 本法は、ライセンスおよび許可証の完全なリストを定める。
3. 本法の効力は、以下には適用されない。
 - 1) 個人および（あるいは）法人の間で締結される契約の枠内でのライセンスおよび許
可証の交付に関連する民法上の関係。
 - 2) 国家の登録制度。
 - 3) 資格および職業能力の評価制度。
 - 4) 技術規制分野の適合評価。
4. 本法に示す種類の活動の認可手続は、本法および他のキルギス共和国法規の本法に矛
盾しない部分に従って行われる。

ライセンスの交付、停止、失効（回収／取消）を含む銀行、金融機関その他のキルギス共
和国国立銀行により規制される者の活動の認可の手続および特例、並びに認可要件、認可管
理は、キルギス共和国国立銀行、銀行および銀行活動、支払およびマイクロファイナンス活
動、信用情報の交換、信用組合、住宅貯蓄金融会社、並びにキルギス共和国国立銀行が監督
するその他の者の活動に関するキルギス共和国の法律に従って定められる。

ライセンスの交付、延長、停止、失効、ライセンスの譲渡の手續、並びに認可条件、認可管理、手数料および納付金の徴集を含む地下利用権の認可手續は、地下利用分野のキルギス共和国法により規制される。

対外貿易分野の認可活動の特例は、対外貿易活動に関するキルギス共和国法、ユーラシア経済連合の認可分野の法律を構成する国際条約および法規に従って定められる。

ライセンスの交付、延長、停止、失効、没収を含む無線周波数スペクトルの使用、電子無線機器の使用権のための周波数割当の認可手續、並びに認可要件、認可管理、認可手数料および納付金の徴集は、電気通信分野のキルギス共和国の法律によって規制される。

雇用主の申請により外国人および無国籍者に交付される労働許可証、およびキルギス共和国市民の国外就労許可証の交付、延長、停止、取消、失効の特例および手續、並びに許可証発給、納付金徴集管理の条件は、対外労働力移動分野のキルギス共和国の法律によって規制される。

5. ユーラシア経済共同体の枠内での第三国との貿易における、ユーラシア経済連合加盟国が輸出入禁止あるいは制限を適用する商品の統一リストに含まれる商品の輸出入、通過に関しては、ユーラシア経済連合の法律を構成する国際条約および法規にしたがって非関税規制措置および制限が適用される。

(キルギス共和国法2014年12月31日付第179号、2015年4月30日付第91号、2016年6月28日付第91号、2017年5月4日付第75号、2018年3月14日付第29号、2019年7月18日付第89号による改正)

第3条 認可に関するキルギス共和国の法律

認可に関する法律は、キルギス共和国憲法に基づき、本法および認可分野の他の法規から成る。

第4条 本法で使用する主な定義

本法では、以下の主な定義を使用する。

申請者 — 本法に従ってライセンスおよび(あるいは)許可証の取得を認可機関に申請した個人あるいは法人。

認可 — ライセンスおよび(あるいは)許可証の交付、更新、停止、再開および取消に関連するプロセス。

ライセンス — 本法に従って国の認可が必要な活動を行う権利を証明する書類。

認可者 — キルギス共和国政府が本法に従って認可を行う権限を与えた機関。

認可取得者 — ライセンスおよび(あるいは)許可証を取得した個人あるいは法人。

認可管理 — 認可が必要な種類の活動分野において認可要件の遵守状況を検証する権限を有する国家機関による活動。

有限国家資源 — 動物界、植物界の対象物、無線周波数スペクトルを含む国家に属する資源で、有限あるいは補填ができず、具体的な特性を持ち、量的に測定でき、金銭的に評価

できるもの。

許可証 — 国家機関（キルギス共和国政府が権限を与えるその他の任意の法人）が交付し、活動の過程で特定の行為を行う権利を確認する書類。

ライセンス・許可証登録簿 — 紙媒体および電子フォーマットで認可される活動の種類ごとのライセンスおよび許可証に関する情報データベース。

リスク — 人間の生命、健康、環境、財産に対する損害、社会および国家の安全に対する脅威をもたらす有害事象が発生する可能性。

自主規制組織 — 企業活動の自主規制を目的として設立され、企業活動主体を分野あるいは製品（役務、サービス）市場の特徴別に統合する、あるいは同種の専門活動を行う主体を統合する非営利組織。

電子ライセンスおよび（あるいは）許可証 — 紙媒体のライセンスおよび（あるいは）許可証と同じ意味を持ち、情報技術を使用して作成および交付される電子書類形式のライセンスおよび（あるいは）許可証。

第5条 認可の原則

1. 認可導入の原則

- 1) 認可を導入するに十分な根拠。
- 2) ライセンスあるいは許可証が交付される単一で不可分のプロセスを構成する個々の行為あるいは作業に対するライセンスおよび許可証の交付の禁止。

2. 認可の原則は以下の通りである。

- 1) 認可手続の透明性、公開性。
- 2) 外国の個人および法人も含め、所有形態にかかわらず、すべての個人および法人にとってライセンスおよび（あるいは）許可証の交付の根拠および条件が平等であること。
- 3) 本法が定める種類の活動に対してのみの認可であること。
- 4) 認可者が本法に基づく認可の対象である活動に関連する追加的なライセンスおよび（あるいは）許可証の交付することの禁止。
- 5) 文書による別段の証明および根拠付けがない限り、認可取得者の良心を認めること。
- 6) 認可に際して市場における独占の強化あるいは企業活動の自由の制限を排除すること。
- 7) しかるべき国際条約にもとづいて、あるいは一方的に承認される場合に、外国で取得したライセンスおよび（あるいは）許可証をキルギス共和国内で有効と認めること。
- 8) 技術規定が発効した時点から、本法第6条第1部第1項に定める場合を除き、当該技術規定の規制分野に含まれる種類の活動の認可は廃止される。
- 9) 特定の認可対象の種類に対する強制的民事責任保険が導入された場合の認可

可の廃止。

- 10) 法規の最適化に関するキルギス共和国の法律に基づく認可の効果の定期的（5年に1度）評価。
- 11) 国の予算のみによる認可管理の実施。認可者が認可取得者の資金および財産による認可管理（モニタリング）を実施することの禁止。
- 12) 自動車による乗客輸送（乗用車タクシーを除く）および国際貨物輸送に関する活動を除き、認可取得者との労働契約に基づいて働く個人のために個別のライセンス取得を要求することの禁止。

第6条 認可の対象となる活動の種類決定基準

1. 認可は以下の場合に導入される。
 - 1) キルギス共和国が承認するリスク評価法に基づいて、他の国家規制法が当該活動の実施による人間の生命、健康、環境、財産、社会および国家の安全に対する損害リスクの最大許容値を低減しないと証明された場合。
 - 2) 有限国家資源の合理的な管理のため。
2. 認可規制導入の必要性の根拠は、本条が定める基準と直接の相関関係がなければならぬ。

第7条 認可導入の手続

1. 個々の種類の活動に対する認可の導入および廃止は、本法が定める認可対象活動リストの変更あるいは追加によって飲み可能とする。
2. 個々の種類の活動に対する認可の導入は、本法第5、6条が定める原則および基準に基づいてのみ可能である。
3. 特定の活動に対する認可導入を目的とする法規の草案は、国際的義務の履行に関連する活動を除き、キルギス共和国政府が承認した方法に基づく規制影響分析を必ず行わなければならない。

第8条 一般的認可要件

1. 認可要件の記述は、その内容が一様に理解されるものでなければならない。要件の理解におけるあらゆる疑問は認可取得者に有利に解釈される。
2. 輸出管理に関する要件を除き、当該活動分野全体におけるキルギス共和国の法律の遵守に関する一般的な要件は、認可要件とはならない。
3. 認可対象の活動に対する認可要件の完全なリストは、キルギス共和国が定める。
(キルギス共和国法2015年5月21日付第109号による改正)

第9条 ライセンスおよび許可証の種類

ライセンスおよび許可証には以下の種類がある。

- 1) 有効期間による種別
 - a) 無期限 — 有効期間の制限なしに交付される。
 - b) 一時 — 一定の期間に対して交付される。ライセンスの有効期間の制限は、有限国家資源の使用および対外貿易活動のライセンスに対して、並びに本法第15条第33～35項の定めるライセンス、および本法第17条第2、12～14、26、27-1、29、31項に定める許可証に対してのみ設けられる。
- 2) 地域による種別
 - a) キルギス共和国の領土全域、および国際条約に基づき国外でも有効。
 - b) キルギス共和国の特定の地域にのみ制限され、有限国家資源の使用に対するライセンス、並びに本法第17条第12、35、36項に定めるライセンスにのみ適用される。
- 3) 没収可能性による種別
 - a) 没収されない。
 - b) 没収されることがある（有限国家資源の使用に対するライセンスにのみ適用される）。
- 4) 形式による種別
 - a) 紙媒体で作成されたライセンス。
 - b) 電子ライセンス — 電子書類の形で作成されたライセンス。
- 5) 活動の範囲および権利の総和（商品の輸出および輸入の場合）による種別
 - a) 一般ライセンス。
 - b) 都度ライセンス。
 - c) 独占ライセンス。

（キルギス共和国法2014年12月31日付第179号、2015年5月21日付第109号、2017年5月4日付第75号による改正）

第10条 ライセンスおよび（あるいは）許可証の効力

1. ライセンスおよび（あるいは）許可証を活動実施のために第三者に譲渡することは禁止される。
2. ライセンスおよび（あるいは）許可証を取得した活動は、本法が定める場合を除き、キルギス共和国の領土全域で実施できる。
3. 法が定める手続に従って発効したキルギス共和国が参加する国際条約が規定する場合、キルギス共和国内で交付されたライセンスおよび（あるいは）許可証は外国の領土内で有効であり、外国で交付されたライセンスおよび（あるいは）許可証はキルギス共和国内で有効である。

本法に従って、キルギス共和国は、外国のライセンスおよび（あるいは）許可証の効力をキルギス共和国内で一方的に認めることができる。一時ライセンスの有効期間は、その終了に際し、認可取得者の申請により延長することができる。

第11条 ライセンスおよび（あるいは）許可証の内容

1. ライセンスおよび（あるいは）許可証には以下が記載される。
 - 1) 認可機関の名称。
 - 2) 法人の社名を含む完全な、および（ある場合）省略した名称、法的形態、法人および支社（代表部）の国家登録（再登録）証明書の番号。
 - 3) 個人の姓、名、父称、身分証明書のデータ、個人事業主の場合は個人事業主国家登録の登録番号。
 - 4) 認可される活動の種類。
 - 5) ライセンスおよび（あるいは）許可証の有効期間（有効期間がある場合）。
 - 6) 活動を実施できる地域（地域制限がある場合）。
 - 7) ライセンスおよび（あるいは）許可証の交付年月日および登録番号。
 - 8) 納税者識別番号。
2. ライセンスおよび（あるいは）許可証は、キルギス共和国政府が承認した形式により、認可者が紙媒体および電子フォーマットで作成する。
3. 申請書および添付書類、ライセンスおよび（あるいは）許可証の交付、ライセンスおよび（あるいは）許可証の交付却下、ライセンスおよび（あるいは）許可証の更新、停止、再開あるいは失効に関する認可者の記録、およびその他の書類は、申請者あるいは認可取得者の認可書類を構成し、キルギス共和国政府が承認した手続により認可者が保管する。

第12条 ライセンスおよび許可証の登録簿

1. ライセンスおよび許可証は、ライセンスおよび許可証の登録簿（以下、登録簿）に記録される。登録簿の形成および運営の手続はキルギス共和国政府が承認する。
2. 登録簿は、交付されたライセンスおよび許可証の存在およびそれらの法的ステータスを確認する唯一の公式の情報源である。
3. 認可者は、紙媒体および電子フォーマットでの認可を実施している活動の種類ごとに登録簿を運営する。
4. 登録簿には以下の情報が示される。
 - 1) 法人の社名を含む完全な、および（ある場合）省略した名称、法人の法的形態、法的所在地。
 - 2) 個人の姓、名、父称、住所、身分証明書のデータ、個人事業主の場合は個人事業主国家登録の登録番号。
 - 3) 認可される活動の種類。
 - 4) 活動を実施できる地域（地域制限がある場合）。
 - 5) ライセンスおよび（あるいは）許可証の有効期間。
 - 6) 納税者識別番号。
 - 7) ライセンスおよび（あるいは）許可証の交付年月日および登録番号。
 - 8) ライセンスおよび（あるいは）許可証の効力の停止および再開の根拠および期日。

9) ライセンスおよび（あるいは）許可証の停止の根拠および期日。

5. 登録簿は、認可者のオフィシャル・サイトに必ず掲示され、キルギス共和国の法律によってアクセスが制限されている情報を除き、関係者が登録簿に含まれる情報を知ることができるよう公開されなければならない。

第13条 認可に関する情報の公開性

認可者のオフィシャル・サイトには、以下が公開される。

- 1) 認可を規制する法規のテキスト。
- 2) ライセンスおよび許可証の交付、更新、停止に関する申請書の書式。
- 3) ライセンス取得の申請書に添付する書類のリスト、申請書の審査期間、申請書の審査者（姓、名、父称、電話番号、メールアドレス）、認可機関およびその地域支部の営業時間に関する完全な情報。
- 4) ライセンスおよび許可証の登録簿。

第14条 認可分野における認可の主体

1. 認可分野の主体は以下の通りである。

- 1) 認可者
 - a) キルギス共和国政府が本法に基づく認可を実施する権限を与えた機関。
 - b) 自主規制組織（認可権限を付与された場合）。
- 2) 認可取得者（外国の個人および法人を含め、所有形態に関わりなく、個人および法人）

2. ライセンスおよび（あるいは）許可証は、認可者の中央機関あるいはその地域支部が交付できる。

自主規制組織は、その中央管理機関のみがライセンスおよび（あるいは）許可証を交付する権利を有する。

第2章 認可が必要な活動の種類

第15条 認可が必要な活動の種類

以下の種類の活動は認可を受けなければならない。

- 1) 電力の生産、譲渡、分配、販売、輸出および輸入（再生可能なエネルギー源を使用した電力の生産、並びに任意のエネルギー源による1000キロワット以下の自家需要の電力の生産を除く）。
- 2) 熱エネルギーの生産、譲渡、分配および販売（再生可能なエネルギー源を使用した熱エネルギーの生産、並びに任意のエネルギー源による自家需要の熱エネルギーの生産を除く）。
- 3) 石油および天然ガスの加工、植物原料のバイオエタノールの産業規模での生産およ

びその販売を除く。

- 4) 天然ガスの生産、譲渡、分配および販売。
- 5) エチルアルコールの生産および流通。
- 6) アルコール製品の生産および流通（生産あるいは販売のための保管、卸売および小売）。
- 7) 民間医療機関および個人事業主が実施する医療活動（民間医療機関で、あるいは個人事業主のもとで雇用され、あるいは労働契約に基づいて働く医療労働者の活動を除く）。
- 8) 製薬活動。
- 9) 獣医学分野の専門企業におけるワクチンおよび血清の製造および販売。
- 10) 病原性第2群の微生物を扱う業務。
- 11) 電気通信分野の活動（内部あるいは閉鎖通信ネットワークのオペレータおよびサービスを除く）。
- 12) 郵便分野の活動。
- 13) データ伝送分野の活動（内部あるいは閉鎖通信ネットワークのオペレータおよびサービスを除く）。
- 14) （キルギス共和国法2017年5月4日付第75号により失効）
- 15) 都市計画、住宅、公共および産業用の建物および施設（I、II、IIIカテゴリーの施設）の設計・調査業務。
- 16) 個人住宅の建設を除く建設・据付工事（I、II、IIIカテゴリーの施設）。
- 17) 自動車による乗客輸送（乗用車タクシーを除く）。
- 18) 自動車による国際貨物輸送。
- 19) 航空機による乗客および（あるいは）貨物輸送。
- 20) 空港（ターミナルビル）における航空機の離発着時の地上サービス、航空機の保守および（あるいは）修理を除く。
- 21) 船舶による乗客および（あるいは）貨物輸送。
- 22) 本法第2条第4部第2節に基づく銀行業務。
- 23) 信用組合活動。
- 24) マイクロファイナンス会社の活動。
- 25) 質屋の活動。
- 26) 現金外貨の両替。
 - 26-1) 信用調査機関の活動。
 - 26-2) 住宅貯蓄金融会社の活動。
- 27) 情報技術、電子機器および支払方法に基づく支払システムを使用し、自己の活動の結果ではない商品およびサービスに対する第三者のための支払および決済を受け付け、実施するサービス。
- 28) 処理および決済センターの支払システムの参加者に対し、第三者の支払および決済

に関する財務情報の受入、処理および引渡（処理、決済）を行うサービス。

- 29) （キルギス共和国法2015年4月8日付第74号により失効）
- 30) 宝くじ事業。
- 31) 放射性物質の産業廃棄物を含め毒性物質の産業廃棄物の輸送（国境を超える輸送を含む）。
- 32) 軍需品（キルギス共和国の法律により軍需品と分類される兵器、軍事機器、軍事技術資産、書類、知財、軍事技術情報）の開発、生産および販売および軍需サービス（兵器、軍事機器の修理、近代化、再処理およびそれらの輸送、供給および保管）。
- 33) 産業用爆発物の生産、使用、再処理。
- 34) 爆発性の物質および製品（火薬を含む）の販売。
- 35) 武器および弾薬の生産、修理、売買。
- 36) 麻薬、向精神薬および前駆物質の開発、生産、製造、加工、保管、供給、販売、購入、使用、売買および分配。
- 37) 弁護士活動。
- 38) 民間公証人の活動。
- 39) 保険会社が実施する任意積立生命保険。
- 40) 保険会社が実施する任意個人保険。
- 41) 保険会社が実施する任意損害保険。
- 42) 保険会社が実施する任意責任保険。
- 43) 保険会社が実施する強制的な保険。
- 44) 再保険会社が実施する強制的および任意の保険の受け再保険。
- 45) 民間年金基金の活動。
- 46) 証券市場における取引の組織。
- 47) 証券市場における仲介活動。
- 48) 証券保有者の登録簿の運営。
- 49) 証券市場における受託活動。
- 50) 証券市場におけるディーラー活動。
- 51) 投資基金の活動。
- 52) 投資資産の信託管理。
- 53) 監査活動。
- 54) 破産手続を実施する管理者の活動。
- 55) 自動消防装置の設計、設置、調整および修理、木造構造物および可燃性の劇場・展示設備の防火処理。
- 56) 教育活動（就学前、一般初等、一般基本および一般中等教育、および課外教育のプログラムを実施する国立および公立の教育機関を除く）。
- 57) 兵器および軍事機器、並びにキルギス共和国政府が承認するリストに含まれる軍需品の輸出入。

- 58) キルギス共和国政府が承認するキルギス共和国国家統制品リストに含まれる商品の輸出入および再輸出。
- 59) 保険ブローカーの活動。
- 60) 保険計理活動。

(キルギス共和国法2014年12月31日付第179号、2015年4月8日付第74号、2015年5月28日付第122号、2016年6月28日付第91号、2017年5月4日付第75号、2017年5月10日付第79号、2017年5月23日付第84号、2017年8月2日付第167号、2019年7月18日付第89号による改正)

第16条 有限国家資源使用に関連する認可対象の活動の種類

以下の種類の活動は認可の対象である。

- 1) 無線周波数スペクトルの使用（非営利目的の生産に無線周波数スペクトルを使用する個人および（あるいは）法人を除く）。
- 2) 森林フォンドの土地における木材の調達（伐採証明書、木材少量供給指示書）。
- 3) 営利目的での植物の調達（植物調達許可証、森林使用許可証）
- 4) 放射性物質を含む毒性材料および物質の廃棄物の再処理、保管、埋設、廃棄。
- 5) 地下利用権に関連する活動（地質調査実施のための地下利用権、地質探査実施のための地下利用権、地下水の採取および使用、地質地図作成および地域の地質学、地球物理学およびその他の学術調査、有用鉱物資源の開発とは無関係の地下施設の建設および使用、営利目的の鉱物学、古生物学サンプルの採取、装飾目的および細工用および建材としての使用のための岩石の採取を含む有用鉱物資源の鉱脈探査のための地下利用権、並びに地下の地質学的研究および有用鉱物資源の開発とは無関係の地下利用権）。
- 6) 爆発危険性混合物を作ることができる物質の受領、使用、加工、生成、保管、廃棄（圧縮および液化ガスを密封容器に充填するための充填ステーション）。
- 7) 化学的に危険な物質の受領、生成、保管、使用、廃棄。

(キルギス共和国法2015年5月21日付第109号、2017年5月4日付第75号による改正)

第17条 活動のプロセスの一部である行為の許可証リスト

許可証の取得が必要な行為の種類。

- 1) (キルギス共和国法2014年12月31日付第179号により失効)
- 2) 爆破作業を実施する権利。
- 3) 採鉱作業の実施。
- 4) 分析研究を行うための、鉱物および岩石のサンプル、濃縮物、産業廃棄物および実験用サンプルのキルギス共和国への輸入および輸出。
- 5) 砂金および金を含む濃縮物の購入。
- 6) 植物起源の検疫対象商品のキルギス共和国への輸入。
- 7) (キルギス共和国法2014年12月31日付第179号により失効)

- 8) 雇用主の申請によりキルギス共和国内の一般割当に基づき外国人および無国籍者に交付される労働許可証。
- 9) キルギス共和国市民の国外での就労。
- 10) 兵器および軍事機器のキルギス共和国の領土の通過。
- 11) 麻薬、向精神薬および前駆物質の輸出入、キルギス共和国の領土の通過。
- 12) 民間人用および業務用の武器およびその弾薬の取得、保管、輸送、所持、収集、展示。
- 13) 強力な毒性物質の取得および販売。
- 14) キルギス共和国政府が承認した特別な物品の取得、販売、保管、輸送、所持、輸出入。
- 15) 研究目的の魚の調査漁の実施。
- 16) (キルギス共和国法2014年12月31日付第179号により失効)
- 17) (キルギス共和国法2014年12月31日付第179号により失効)
- 18) 環境中に廃棄物を置くこと。
- 19) 環境中への汚染物質の廃棄。
- 20) 常設の汚染源からの汚染物質の大気中への放出。
- 21) 国際自動車貨物輸送の際の外国への出国および入国。
- 22) 国際自動車貨物輸送の際の外国の領土の通過。
- 23) 国際自動車貨物輸送の実施。
- 24) 国際自動車貨物輸送の際の第三国(複数)への貨物の持ち込みおよび持ち出し。
- 25) 国際乗客輸送(定期便および非定期便)。
- 26) 危険貨物の輸送。
- 27) 産業用爆発物の保管の権利。
 - 27-1) 火薬製品の保管の権利。
- 28) 火薬製品のキルギス共和国への輸入。
- 29) 爆発物の取得の権利。
- 30) 無線電子機器(RES)および高周波装置(VCHU)、電波が放射される、あるいは高周波電磁波の発生源であるその他の技術機器のキルギス共和国への輸入。
- 31) 無線電子機器使用权のための周波数割当。
- 32) 国の獣医学的監督の対象である貨物(商品)のキルギス共和国への輸入およびキルギス共和国からの輸出。
- 33) 国の獣医学的監督の対象である貨物(商品)のキルギス共和国の領土の通過および通過国への許可証の照会。
- 34) キルギス共和国政府が承認するキルギス共和国国家統制品リストに含まれる統制品の識別を実施する権利、商品のキルギス共和国の領土の通過、並びに国内での商品の引渡。
- 35) 情報の秘密裏の取得を目的とする特別な技術機器の開発、生産、販売、取得、保管、

輸送。

36) (キルギス共和国法2014年12月31日付第179号により失効)

37) 使用技術にかかわらず、アナログ放送および(あるいは)デジタルパケット放送におけるテレビ、ラジオチャンネルの取得。

37) 国営宝くじあるいは振興宝くじの実施。

(キルギス共和国法2014年12月31日付第179号、2015年5月21日付第109号、2017年5月4日付第75号、2017年5月10日付第79号、2019年4月24日付第51号による改正)

第3章 認可の実施手続

第18条 ライセンスおよび(あるいは)許可証の取得に必要な書類

1. ライセンスおよび(あるいは)許可証の取得のため、申請者はしかなるべき認可者に以下を提出あるいは情報技術手段を使用して送付する。

- 1) 所定の書式による申請書。
- 2) 個人の場合、身分証明書のコピー。
- 3) 法人あるいは個人事業主の場合、国家登録証明書のコピー。
- 4) 申請書の審査およびライセンスおよび(あるいは)許可証の交付に対する認可手数料の支払を確認する書類のコピー。
- 5) キルギス共和国政府が承認する特定の活動の認可に関する規則が定める書類のコピー。

2. 情報技術手段によりライセンスおよび(あるいは)許可証の取得を申請する場合、申請者は認可者のサイト上で所定の書式に記入し、同時に本条が定める書類の原本のスクリーンデータを電子フォーマットで添付する。その場合申請者は、申請書受理日が記載された書類および電子フォーマットで提出した書類リストの受領確認を受け取る。

3. 申請者は、申請書にその旨を記すことにより、電子版のライセンスおよび(あるいは)許可証の交付を認可者に申請することができる。

4. 本法およびキルギス共和国のその他の法規の本法に矛盾しない部分に定められていない書類を認可者が申請者に要求することは禁止される。

第19条 ライセンスおよび(あるいは)許可証の交付および更新、およびライセンスおよび(あるいは)許可証の謄本の交付に対する国家手数料

1. ライセンスおよび(あるいは)許可証の交付、更新、およびライセンスおよび(あるいは)許可証の謄本の交付の際、キルギス共和国の税外収入に関する法律に従って、一回限りの国家手数料が徴収される。外国の認可者が交付したライセンスのキルギス共和国国内での相互の承認および一方的な承認の手続に対しては、キルギス共和国の税外収入に関する法典に従って国家手数料が徴収される。

2. 申請者および認可取得者から本法に定められていないその他の国家手数料を徴収す

ることは禁止される。

(キルギス共和国法2020年3月23日付第29号による改正)

第20条 申請の審査およびライセンスおよび（あるいは）許可証交付の期間

1. 認可者は、ライセンスおよび（あるいは）許可証の交付あるいは却下について、全ての必要書類が添付された申請書の提出日から三十暦日以内に決定しなければならない。ただし、キルギス共和国と国境を接する国々との国際合意が必要な無線周波数スペクトル使用の権利に関するライセンスの交付の場合を除く。

2. ライセンスおよび（あるいは）許可証の交付あるいは却下の決定は、認可者のしかるべき証書として作成される。

3. 認可機関は、ライセンスおよび（あるいは）許可証の交付のために定められた期間内に、申請者に対し、ライセンスおよび（あるいは）許可証の交付あるいは却下の決定を通知しなければならない。

ライセンスおよび（あるいは）許可証の交付あるいは却下に関する通知は、申請者に書面で送付（手交）される。

4. 認可者は、交付されたライセンスおよび（あるいは）許可証の情報を、ライセンスおよび（あるいは）許可証の交付に関するしかるべき決定の根拠に基づいて登録簿に登録しなければならない。ライセンスおよび（あるいは）許可証は、交付に関する情報が登録簿に記録された日から公式に交付されたものと認められる。認可者は、ライセンスおよび（あるいは）許可証の交付に関する情報をライセンス交付日に登録簿に登録する。

5. 認可者が、本条第1部に定める期間にライセンスおよび（あるいは）許可証の交付あるいは却下について申請者に文書で通知しなかった場合、本法第15条第36項および第17条第11項に定めるライセンスおよび許可証を除き、ライセンスおよび（あるいは）許可証は交付されたものとみなされる。認可者は、ライセンスおよび（あるいは）許可証の交付期間の最終日の翌日までに、ライセンスおよび（あるいは）許可証の交付情報を登録簿に登録し、申請者に対し申請されたライセンスおよび（あるいは）許可証を交付しなければならない。

6. 申請者は、所定の期間内にライセンスおよび（あるいは）許可証の交付の文書による却下、あるいはライセンスおよび（あるいは）許可証そのものを受領しなかった場合、ライセンス交付期間の最終日から三十暦日以内に、認可者に対し申請した種類の活動を開始する旨を文書で通知する。

(キルギス共和国法2014年12月31日付第179号による改正)

第21条 ライセンスおよび（あるいは）許可証の交付の却下

1. ライセンスおよび（あるいは）許可証の交付を却下する根拠は以下の通りである。

- 1) 当該カテゴリーの主体に対して特定の種類の活動の禁止が法律で定められている場合。
- 2) 申請者が当該種類の活動を行うことを禁止する判決がある場合。

- 3) 申請者が信憑性のない、あるいは不十分な情報を提出した場合。
 - 4) 申請者が提出した書類が、本法およびキルギス共和国のその他の法規の定める要件に合致しない場合。
 - 5) ライセンスおよび（あるいは）許可証の審査および交付のための認可手数料が支払われなかった場合。
2. 認可者は、却下の完全な根拠を記述した却下文書を一度限り発行することができる。
3. 本条第1部第3～5項に示す却下の根拠が排除された場合、申請書は再度審査しなければならない。その場合、ライセンスおよび（あるいは）許可証の申請書の審査および交付の期間は、再審査のために申請書が提出された日から数える。
- 以前に審査された申請書類による却下は許されない。
4. 本条が定める根拠以外の根拠に基づいてライセンスおよび（あるいは）許可証の交付を却下することは禁止される。
5. ライセンスおよび（あるいは）許可証の交付を却下する場合、認可者は、ライセンスおよび（あるいは）許可証の交付期間内に、ライセンスおよび（あるいは）許可証の申請者に対し、却下の理由を記載した文書により却下の決定を通知しなければならない。

第22条 ライセンスおよび（あるいは）許可証の却下に対する不服申し立ておよび不当な却下による損害の賠償

1. 申請者は、ライセンスおよび（あるいは）許可証の交付却下に対し、キルギス共和国の法律が定める手続に従って不服を申し立てることができる。
2. ライセンス交付の不当な却下あるいは認可取得者の権利の侵害によってもたらされた損害の賠償は、民法が定める手続に従って行われる。

第23条 ライセンスおよび（あるいは）許可証の更新

1. ライセンスおよび（あるいは）許可証の更新の理由は以下の通りである。
 - 1) 法人の再編。
 - 2) 法人の名称変更。
 - 3) 個人の性、名、父称の変更。
 - 4) ライセンスの没収。
 - 5) ライセンスおよび（あるいは）許可証の有効期間の延長。
 - 6) 法人の構造改革。
2. ライセンスおよび（あるいは）許可証の更新の理由が発生した場合、認可取得者は申請を行わなければならない。
3. 認可取得者は、ライセンスおよび（あるいは）許可証の更新の理由が発生した日から十五営業日以内に、更新の理由および新しい情報を記載し、しかるべき変更を確認できる書類を添付した申請書を認可者に提出する。
4. ライセンスおよび（あるいは）許可証の更新は、認可者がしかるべき申請書を受領し

た日から五営業日以内に行われる。ライセンスおよび（あるいは）許可証の更新の際、認可者はしかるべき変更を登録簿に記録する。

5. 一時ライセンスの場合、更新されたライセンスの有効期間は、元のライセンスに記載された有効期間を超えることはできない。

（キルギス共和国法2019年12月31日付第150号による改正）

第24条 ライセンスおよび（あるいは）許可証の交付申請書の添付書類に記載されたデータの変更

1. 認可取得者は、ライセンスおよび（あるいは）許可証の交付申請書の添付書類に示されたデータのうち、本法第23条に定めるライセンスおよび（あるいは）許可証の更新の理由ではないあらゆる変更に関して、認可者に通知しなければならない。

2. 通知は、変更が生じた日から十営業日以内に、上記の変更を確認できる書類の原本あるいはコピー（照合のため原本を提示）を添えて文書で提出する。

3. 認可者は、通知の受領から三営業日以内に、しかるべき変更を登録簿に登録する。

第25条 一時ライセンスの有効期間の延長

1. 一時ライセンスの有効期間は延長することができる。

2. 一時ライセンスの有効期間延長の理由および手続は、キルギス共和国政府が承認する特定の活動の認可に関する規則によって定める。

3. 認可取得者は、ライセンスの有効期間延長が却下された場合、キルギス共和国の法律が定める手続にしたがって不服を申し立てることができる。

第26条 ライセンスおよび（あるいは）許可証の謄本の交付

1. ライセンスおよび（あるいは）許可証を紛失、汚損した場合、認可取得者は認可者に宛てた文書による申請に基づき、ライセンスおよび（あるいは）許可証の謄本を取得することができる。ライセンスおよび（あるいは）許可証の汚損の場合は申請書に汚損したライセンスおよび（あるいは）許可証を添付する。

2. 紛失した、あるいは汚損したライセンスおよび（あるいは）許可証は、認可取得者が申請書を提出した日から無効とみなされる。

3. 認可者は、申請書提出から三営業日以内に、右上隅に「謄本」と記されたライセンスおよび（あるいは）許可証の謄本を交付する。

4. 認可取得者は、認可者がライセンスおよび（あるいは）許可証の謄本の交付を却下した場合、キルギス共和国の法律が定める手続にしたがって不服を申し立てることができる。

第27条 外国の権限機関が交付したライセンスの承認

1. 外国の権限機関が交付したライセンスは、キルギス共和国国内において、相互承認、国際協定に基づく自動的承認、並びに一方的な承認の形で承認される。

2. 法律が定める手続により発効したキルギス共和国が参加する国際条約に従って、外国の権限機関が交付した特定の種類の活動に対するライセンスは、追加的な認可手続なしに、また認可者が情報を登録簿に登録する形で国内ライセンスを交付することなく、キルギス共和国国内において有効と認められる（銀行分野の法律が定める場合を除く）。

3. 外国で交付されたライセンスは、キルギス共和国政府が承認するキルギス共和国国内で一方的に承認されるライセンスのリストに当該ライセンスを加えることを条件に、一方的に承認される。

キルギス共和国国内で一方的に承認されるライセンスのリストに加えることができるのは、キルギス共和国の法律が定める要件と同一あるいはより厳しい認可要件を持つ外国の権限機関が交付した許可証のみである。キルギス共和国国内で一方的に承認されるライセンスのリストには、ライセンスの名称およびそれらのライセンスを交付した国家が記載されていなければならない。

外国の認可者が交付したライセンスの一方的な承認は、本条が定める手続に従って行われる。

4. ライセンスの承認手続は、提示されたライセンスおよび書類の真正性の検証およびライセンスの承認に関する情報の登録簿への記録の手続を根拠とする。

5. 外国の権限機関が交付したライセンスの効力のキルギス共和国国内での承認に関する情報を登録簿に登録するために、認可取得者はライセンス承認に関する申請書を以下の書類を添付してしかるべき認可者に提出する。

- 1) 外国の権限機関が交付したライセンスの原本およびコピー。
- 2) 主体の活動の合法性を確認できる書類（交付国における国家登録）。

上記の書類は、国家言語および公用語への翻訳を添付して外国公文書の領事認証の要件に従って証明、あるいはアポストイーユによって承認されなければならない。

6. 認可者は、三営業日以内に提出された書類を検証し、上記ライセンスのキルギス共和国国内での効力の承認に関する情報を登録簿に登録する。

7. 外国の権限機関が交付したライセンスの有効期間に制限がある場合、キルギス共和国で承認されたライセンスの効力は、外国が交付したライセンスの有効期間に従って制限される。

8. 所定の手続に従って承認されたライセンスを持つ認可取得者が、認可規制の対象である当該活動の実施に関してキルギス共和国の法律が定めた認可要件に違反した場合、認可者は、本法に基づいて自己の決定により上記ライセンスのキルギス共和国国内での効力を停止、あるいは認可者がライセンスの効力停止の根拠とした理由が排除されない場合、認可者の要請による司法手続を経てライセンス承認の決定を取消することができる。

9. 認可取得者は、承認されたライセンスの効力停止に関する認可者の決定に対し、司法手続によって不服を申し立てることができる。

第4章 認可管理

第28条 認可管理

1. 認可管理は、本法および特定の種類の活動を規制する法規が定める認可要件の認可取得者による遵守状況の監査を目的としてしかるべき認可者が行う。認可管理の実施手続は、キルギス共和国政府が承認する。

2. 認可管理は、認可者が認可要件の遵守状況を監査する形で行われる。

3. 認可監査は、認可者が承認する計画に従って行われる。

4. 認可監査の項目は、認可取得者による認可要件の遵守、前回の検証の際に判明した違反の認可取得者による排除である。

5. 認可要件が遵守されていない場合、認可者は認可取得者に対して以下の措置を取ることができる。

1) 警告。

2) 罰金。

3) ライセンスおよび（あるいは）許可証の効力停止。

4) ライセンスおよび（あるいは）許可証の取消の審理を求めて、司法機関に訴状を提出する。

6. 一回の認可要件違反に対し、認可者は警告措置を取ることができる。

7. 二回目の認可要件違反に対し、認可者は罰金措置を取ることができる。

罰金措置適用の規則は、キルギス共和国政府が定める。

罰金は、共和国予算に直接算入される。

第29条 ライセンスおよび（あるいは）許可証の効力停止

1. 三回目の認可要件違反の場合、認可者は、過去三ヶ月以内に警告および罰金措置を受けた主体のライセンスおよび（あるいは）許可証の効力を停止することができる。

2. 認可取得者は、ライセンスおよび（あるいは）許可証の効力停止の根拠となった認可要件違反の排除について認可者に文書で通知しなければならない。

3. ライセンスの有効期間停止の間、その有効期間は延長されない。

4. 認可取得者が、ライセンスおよび（あるいは）許可証の効力停止の根拠となった認可要件違反を所定の期間内に排除しなかった場合、ライセンスおよび（あるいは）許可証は本法第31条に定める手続により取り消される。

5. 認可取得者は、ライセンスおよび（あるいは）許可証の効力停止の決定に関して司法手続により不服を申し立てることができる。

第30条 ライセンスおよび（あるいは）許可証の効力再開

1. ライセンスおよび（あるいは）許可証の効力は、認可取得者が認可要件違反を排除したことを条件にライセンスおよび（あるいは）許可証の効力停止期間の最終日の翌日から、

あるいは認可要件違反が期日前に排除された場合はライセンスおよび（あるいは）許可証の効力停止期間が終了する前に再開される。

2. 判明した認可要件違反が期日前に排除された場合、認可取得者はその旨を認可者に文書で通知し、認可監査を要請する。

3. 認可者は、判明した違反の排除の監査を三十日以内、あるいは認可取得者から期日前の違反排除に関する通知を受け取った日から五営業日以内実施し、監査の結果に基づきライセンスおよび（あるいは）許可証の効力再開あるいは却下の決定をしかるべき根拠を添えて認可取得者に文書で送付し、当該情報を登録簿に記録する。

4. ライセンスおよび（あるいは）許可証は、登録簿に当該情報が記録された日から効力を再開したとみなされる。

5. 認可取得者は、キルギス共和国の法律が定める手続に従って、ライセンスおよび（あるいは）許可証の効力再開却下に関する認可者の決定に不服を申し立てることができる。

第5章 ライセンスおよび（あるいは）許可証の失効

第31条 ライセンスおよび（あるいは）許可証の失効

1. ライセンスおよび（あるいは）許可証は以下の場合に失効する。

- 1) 個人が個人事業主としての活動を廃業した。
- 2) 法人が解散した。
- 3) ライセンスおよび（あるいは）許可証の有効期間が終了した。
- 4) ライセンスおよび（あるいは）許可証が交付された対象の行為、作業が完全に終了した。
- 5) 認可取得者（認可取得者の権利継承者）が認可対象の活動の実施を自己の意思により終了する場合にその旨の申請書を提出した。
- 6) 認可対象の活動のリストから特定の種類の活動が削除された。
- 7) ライセンスおよび（あるいは）許可証の取消に関する判決が法的に発効した。
- 8) 個人が死亡した。

2. ライセンスおよび（あるいは）許可証の失効した場合、ライセンスおよび（あるいは）許可証の失効に関する情報が登録簿に記録される。ライセンスおよび（あるいは）許可証は当該情報が登録簿に記録された日から失効したとみなされる。

認可取得者が所持する紙媒体のライセンスおよび（あるいは）許可証は、ライセンスおよび（あるいは）許可証の失効に関する情報が登録簿に記録された日から無効とみなされる。

第32条 ライセンスおよび（あるいは）許可証の取消

認可者がライセンスの効力を停止した原因が排除されない場合、ライセンスおよび（あるいは）許可証は認可者の訴えによる審理に基づき裁判所の決定によって取り消される。

第6章 最終的および経過的规定

第33条 本法の発効の手續

1. 本法は、公布日から15日後に発効する。

第5条第2部第11項は2015年1月1日より発効する。

第14条第1部第1項(b)は、自主規制組織に関する法規の採択後に発効する。

2. 本法の発効日以後、以下は失効したものとみなす。

- ・「認可に関する」キルギス共和国法1997年3月3日付第12号(キルギス共和国国会広報、1997年第3号126頁)
- ・「認可に関する」キルギス共和国法の追補に関するキルギス共和国法1998年2月14日付第13号(キルギス共和国国会広報、1998年第3号74頁)
- ・「認可に関する」キルギス共和国法の追補に関するキルギス共和国法1998年2月24日付第53号(キルギス共和国国会広報、1998年第8号249頁)
- ・「認可に関する」キルギス共和国法の追補に関するキルギス共和国法1998年7月7日付第87号(キルギス共和国国会広報、1998年第12号496頁)
- ・「キルギス共和国の若干の法律の改正および追補に関する」キルギス共和国法1998年9月12日付第121号の第2条(キルギス共和国国会広報、1999年第3号83頁)
- ・「認可に関する」キルギス共和国法第5条の解釈に関する」キルギス共和国法1998年12月3日付第150号(キルギス共和国国会広報、1999年第3号100頁)
- ・「キルギス共和国の若干の法律の改正および追補に関する」キルギス共和国法1999年11月27日付第131号の第7条(キルギス共和国国会広報、2000年第4号171頁)
- ・「認可に関する」キルギス共和国法の改正および追補に関する」キルギス共和国法2001年1月18日付第13号(キルギス共和国国会広報、2000年第11号687頁)
- ・「認可に関する」キルギス共和国法の追補に関する」キルギス共和国法2001年6月12日付第48号(キルギス共和国国会広報、2001年第6号183頁)
- ・「キルギス共和国の若干の法律の追補に関する」キルギス共和国法2003年2月17日付第38号の第3条(キルギス共和国国会広報、2003年第4号189頁)
- ・「キルギス共和国の若干の法律の改正および追補に関する」キルギス共和国法2003年2月18日付第41号の第3条(キルギス共和国国会広報、2003年第4号192頁)
- ・「認可に関する」キルギス共和国法の改正に関する」キルギス共和国法2003年3月10日付第59号(キルギス共和国国会広報、2003年第5号225頁)
- ・「認可に関する」キルギス共和国法の追補に関する」キルギス共和国法2003年6月11日付第95号(キルギス共和国国会広報、2003年第9号355頁)
- ・「認可に関する」キルギス共和国法の追補に関する」キルギス共和国法2003年8月1日付第165号(キルギス共和国国会広報、2003年第11号506頁)
- ・「キルギス共和国の若干の法律の追補および改正に関する」キルギス共和国法2003年12月24日付第239号(キルギス共和国国会広報、2004年第3号134頁)

- ・「認可に関する」キルギス共和国法の追補に関する」キルギス共和国法2004年8月13日付第129号（キルギス共和国国会広報、2005年第1号8頁）
- ・「認可に関する」キルギス共和国法の改正に関する」キルギス共和国法2006年1月27日付第21号（キルギス共和国国会広報、2006年第1号23頁）
- ・「認可に関する」キルギス共和国法の追補に関する」キルギス共和国法2007年4月28日付第45号（キルギス共和国国会広報、2007年第4号348頁）
- ・「認可に関する」キルギス共和国法の追補に関する」キルギス共和国法2008年4月19日付第62号（キルギス共和国国会広報、2008年第4号344頁）
- ・「キルギス共和国の若干の法律の改正に関する」キルギス共和国法2008年4月28日付第73号の第2条（キルギス共和国国会広報、2008年第4号355頁）
- ・「認可に関する」キルギス共和国法の改正に関する」キルギス共和国法2008年6月2日付第105号（キルギス共和国国会広報、2008年第6/2号569頁）
- ・「認可に関する」キルギス共和国法の追補および改正に関する」キルギス共和国法2008年6月12日付第118号（キルギス共和国国会広報、2008年第6/2号582頁）
- ・「認可に関する」キルギス共和国法の追補および改正に関する」キルギス共和国法2008年6月23日付第126号（キルギス共和国国会広報、2008年第6/2号590頁）
- ・「認可に関する」キルギス共和国法の追補に関する」キルギス共和国法2008年10月23日付第232号（キルギス共和国国会広報、2008年第8号924頁）
- ・「認可に関する」キルギス共和国法の改正に関する」キルギス共和国法2008年11月20日付第241号（キルギス共和国国会広報、2008年第9号1014頁）
- ・「認可に関する」キルギス共和国法の改正に関する」キルギス共和国法2009年7月31日付第258号（キルギス共和国国会広報、2009年第7号768頁）
- ・「認可に関する」キルギス共和国法の改正および追補に関する」キルギス共和国法2009年10月13日付第270号（キルギス共和国国会広報、2009年第9号857頁）
- ・「キルギス共和国の若干の法律の改正および追補に関する」キルギス共和国法2011年10月5日付第161号の第2条（キルギス共和国国会広報、2011年第9号1261頁）
- ・「認可に関する」キルギス共和国法の改正に関する」キルギス共和国法2011年12月21日付第242号（キルギス共和国国会広報、2012年第11号1682頁）
- ・「キルギス共和国の若干の法律の改正および追補に関する」キルギス共和国法2012年10月6日付第169号の第4条（キルギス共和国国会広報、2012年第9号2861頁）
- ・「キルギス共和国の若干の法律の改正に関する」キルギス共和国法2012年10月10日付第170号の第19条（キルギス共和国国会広報、2012年第9号2862頁）
- ・「キルギス共和国の若干の法律の改正および追補に関する」キルギス共和国法2012年10月11日付第171号の第4条（キルギス共和国国会広報、2012年第9号2863頁）
- ・「認可に関する」キルギス共和国法の改正および追補に関する」キルギス共和国法2012年11月14日付第182号（キルギス共和国国会広報、2012年第10号2981頁）
- ・「キルギス共和国の若干の法律の追補に関する」キルギス共和国法2013年7月24日付

第156号の第2条（エルキン・トゥ新聞、2013年8月2日付第65号）

3. キルギス共和国政府は六ヶ月以内に以下を実施する。
 - 1) 自己の法規を本法に適合させる。
 - 2) キルギス共和国国会に、種々の法律を本法に適合させるよう提案する。
 - 3) 本法から発生する財政上、組織上その他の問題を解決する。
 4. キルギス共和国において本法が導入されると同時に、本法が規定していない種類の活動、行為、作業の認可規制は廃止される。
5. 本法の発効前に交付されたライセンスはその法的効力を維持する。

キルギス共和国大統領

S・SH・ジェエンベコフ